

## 吹付けアスベスト等が使用された解体済の市営住宅について

公営住宅に使用された吹付けアスベスト等（※1）に関する一連の報道を受け、平成 29 年 6 月 23 日に現在使用している市営住宅の状況について公表していたところです。

このたび、解体済（解体工事中を含む。以下同じ）の市営住宅の吹付けアスベスト等の使用状況に係る調査が終了しましたので、お知らせします。

### 1 解体済の市営住宅における吹付けアスベスト等の使用状況（※2）

#### (1) 吹付けアスベスト等が確認された解体済の市営住宅

- 旧幌北団地（5 棟）

住棟 番号	管理開始 年度	使用 箇所	対策 工事	対策工事 実施年度	解体 年度
10～14	S 39	居室天井	済	S 59(囲込み)	H24

#### (2) 吹付けアスベスト等の使用の有無の確認前に対策が行われた解体済の市営住宅

- 旧月寒団地（5 棟）

住棟 番号	管理開始 年度	使用 箇所	対策 工事	対策工事 実施年度		解体 年度
				囲込み	除去	
F1・2	S 37	居室天井	済	S 59	H4	H27
F3	S 38		済	S 59	H5	H27
F4・5	S 39		済	S 59	H5	H29(工事中)

#### (3) 当初より囲込みがなされていた解体済の市営住宅

平成 28 年度に解体済の市営住宅 1 団地 2 棟において、少量のアスベストを含むロックウールの使用が確認されましたが、当初から囲込みがなされています（別紙「解体済の市営住宅における吹付けアスベスト等の使用実態について」参照）。

### 2 相談窓口

住宅課では、市営住宅の吹付けアスベスト等の使用および対策状況について、居住者等からの相談を受け付けます。（土日祝日を除く 8 時 45 分から 17 時 15 分まで）

※1 吹付けアスベスト等…吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール（0.1 重量%を超えてアスベスト含有しているものに限る）

※2 平成 16 年度以前に解体された市営住宅については、吹付けアスベスト等の使用の有無を確認できる資料がないため、不明である

相談窓口（問い合わせ先）

都市局市街地整備部住宅課

電話：011-211-2807